

2023年度（令和5年度） 事業計画および予算について

1. 事業計画の基本

- 1 一般財団法人として、運営・事業の充実を図ります。また、一般法人移行の条件である公益目的の支出計画を遂行し、非営利型一般法人になるための条件を確立します。
- 2 事業運営の効率化に努め、医療給付事業を中心とする福利厚生事業を重点化し、諸経費の節減に努力します。
- 3 資産の安全運用を第一とし、その上に事業の安全性を確保することに努めます。
- 4 社会情勢に適応した互助制度に向けた、制度内容等の検討を進めます。

2. 事業計画

1 公益目的支出計画として実施する教育文化の向上等に関する公益事業

- ① 公立小・中学校、県立高等学校、特別支援学校等の児童・生徒及び保護者を対象としたスクールコンサート、一般県民を対象としたコンサートを支援し、開催費を負担します。
- ② 公立小・中学校へき地校（2級地以上）並びに県立特別支援学校の分校等の児童生徒に対する図書贈呈を行います。
- ③ 教育研究活動を主催する団体に対して経費を助成します。

2 福祉事業

- ① 施設利用助成事業
退職会員とその配偶者を対象として、健康増進を図るため、次の施設等宿泊利用者に対して助成を行います。次の施設において、1,300円の施設利用補助を行います。
 - ・公立学校共済組合保養所 飯坂温泉「あづま荘」
 - ・全教互指定 飯坂温泉「福住旅館」
- ② 全国教職員互助団体協議会（全教互）主催の「社会保障制度の充実（年金制度・医療制度・介護保険制度）を求める陳情行動」を行います。その一環として各支部で会員による署名活動を展開します。
- ③ 余暇活動支援策として宿泊を伴う国内旅行を行う場合、旅行助成をします。助成額は、会員及び登録配偶者各10,000円です。ただし、一世帯1回の助成とします。
※国内旅行助成については、2023年度をもって終了とします。
- ④ 本会の各支部の事業活動費として運営助成を行います。一般財団法人移行に伴って、本部と支部の事業を一体化し、「非営利型一般法人」になるための条件を整えていきます。
 - 各支部への配分は、
 - ・各支部一律助成額 20万円
 - ・各支部会員数配分額 550円×支部会員数退職互助制度見直し検討の中で、支部活動の在り方及び、支部運営助成金についても検討課題とします。

3 福利厚生事業

① 医療費給付事業

退職会員とその配偶者が医療を受けたとき、1つの医療機関（病院の場合は各診療科ごと）と処方箋先の薬局の1カ月の保険診療合計額より、1,500円の基礎控除した額の70%（100円未満切捨て）を給付します。（100円未満切り捨てのため1,650円以上でないと給付されません）

給付申請の有効期間は、領収書の診療日より3年以内です。

23年度6月申請確認分より、後期高齢者の医療費給付については、窓口2割負担者に対しては1割分に対する給付、窓口3割負担者に対しては2割分に対する給付とします。給付については、基礎控除後の70%の給付とします。

申請においては、窓口2割負担者については、1つの医療機関と処方箋先の薬局の1カ月の保険診療合計額が3,300円以上、窓口3割負担者については2,500円以上出ないと給付されません。

② 死亡弔慰金給付事業

会員及び配偶者の死亡に対し、規定に基づき死亡弔慰金を給付します。

③ 退会金給付事業

本会を退会される現職会員に対し、規定に基づき退会金を給付します。

退職時には、全員が退職会員に移行することを前提に、退職会員への切り替え手続きを行うように働きかけます。

④ 夫婦会員および単身（みなす単身）会員の退職時給付事業

夫婦共にこの会の会員、または、単身（みなす単身）会員で、退職により退職会員に移行したとき、給付規程に基づき、それぞれに掛金総額の25%を給付します。

4 福祉積立年金制度を活用した事業を継続します。

5 広報宣伝事業

① 「互助会だより」（機関誌）を年1回発行し、現職会員、退職会員および、県内の各学校、関係機関に配布します。

② ホームページを活用し、法人の運営や事業内容、会員向け情報、案内等を広告します。

③ 各教育関係団体と連携をはかり、広報宣伝に努めます。

6 会員資格について

① 公立学校共済組合福島支部に加入する組合員である教職員および、それに準ずる者として理事会が承認した福島県の教育関係職員とします。

② ただし、任期付き教職員及び臨時的任用教職員については加入の対象外とします。

また、公立学校共済組合福島支部に加入する組合員である教職員のうち、福島県教職員互助会の会員でない者については、加入の対象外とします。

③ 現職会員が退職会員に移行する際、届出により、共済組合員でない配偶者を登録することができます。その場合、規定に基づき当該配偶者にかかわる終身掛金として、一括納入を求めます。当該会員掛け金の50%とします。

3. 収支予算

2023年度退職教職員互助事業会計収支予算

(2023年4月1日～2024年3月31日)

【事業活動収入の部】

(単位：千円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
基本財産運用益	基本財産受取利息	6	6	0
会員掛金収入	現職会員掛金等	275,080	304,356	-29,276
特定資産運用益	特定資産受取利息	117,373	112,700	4,673
雑収入	受取利息	10	10	0
事業活動収入合計		392,469	417,072	-24,603

【事業活動支出の部】

(単位：千円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
事業費		567,466	583,880	-16,414
	公益事業費	4,830	4,830	0
	福祉事業費	13,498	13,860	-362
	福利厚生事業費	536,050	552,700	-16,650
	事業管理費	13,088	12,490	598
管理費		74,932	75,134	-202
	会議費・広報宣伝費	3,729	3,279	450
	人件費	55,418	54,898	520
	事務費	15,785	16,957	-1,172
事業活動支出合計		642,398	659,014	-16,616
事業活動収支差額		-249,929	-241,942	-7,987

【投資活動収支の部】

(単位：千円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
投資活動収入		0	200,000	-200,000
	退職給与引当資産取崩収入	0	0	0
	定期預金取崩収入	0	0	0
	投資有価証券売却収入	0	200,000	-200,000
投資活動支出		16,030	1,038	14,992
	退職給与引当資産取得支出	2,578	1,038	1,540
	ソフトウェア取得支出	13,452	0	13,452
投資活動収支差額		-16,030	198,962	-214,992

【繰越収支差額の部】

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
予備費支出	0	0	0
当期収支差額	-265,959	-42,980	-222,979
前期繰越収支差額	312,586	50,220	262,366
前期繰越調整収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	46,627	7,240	39,387